

神奈川県母子家庭等自立促進計画の改定について

1 計画の位置づけ

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条により母子家庭等の生活の安定と向上等のため「母子家庭等自立促進計画」を各都道府県において策定するとされており、神奈川県では平成16年に策定を行った。（計画期間：平成16年から平成20年）
- その後、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画と母子家庭等自立促進計画を一体で改定することとなり、計画期間を1年延長し、平成22年に地域行動計画に母子家庭等自立促進計画を包含し「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」として改定した。
- さらに、平成24年に子ども・子育て関連3法が成立したことから、平成27年4月に向けて「神奈川県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとなり、その計画の中にも「母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」を含むこととなっている。
- そのため、平成27年3月策定の「神奈川県子ども・子育て支援事業支援計画」の中に「母子家庭等自立促進計画」を位置づけるものとする。

2 計画期間

平成27年から平成31年までの5年間

